

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定案に対する意見
及びそれに対する考え方

（ 意見募集期間：令和5年 11 月 16 日（木）～同年 12 月 15 日（金）
案件番号：145210199 ）

意見提出者 2件（事業者等：1件、個人：1件）

・Ⅱ 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

意見	考え方	修正の有無
<p>意見1 「利用者に対して、専らMNPを行うことを目的としたサービス利用意思を伴わない乗換え行為を示唆することにより、他の電気通信事業者の事業運営に支障を与えること」が「電気通信事業法上問題となる行為」として同法第29条第1項第12号に基づく業務改善命令の対象となることが明確化されたものと理解。</p>		
<p>○ 本案による「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定により、「利用者に対して、専らMNPを行うことを目的としたサービス利用意思を伴わない乗換え行為を示唆することにより、他の電気通信事業者の事業運営に支障を与えること」が「電気通信事業法上問題となる行為」として同法第29条第1項第12号に基づく業務改善命令の対象となることが明確化されると理解しております。</p> <p>現状、一部の事業者において、MNPを利用して転入する者に対する過度な利益提供や、販売代理店に対するMNP転入獲得数を重視した評価指標の設定が行われており、これにより当社ではサービスの利用を伴わない短期での解約が多発し、回線契約の申込受付の際に生じる費用等のコストが増加しております。こうした利益提供は「利用者に対して、専らMNPを行うことを目的としたサービス利用意思を伴わない乗換え行為を示唆することにより、他の電気通信事業者の事業運営に支障を与えること」に抵触し、また評価指標の設定はこれを助長するものと認識しておりますので、本案による同指針の改定後もなお状況の改善が確認されない場合には、このような行為を行っている事業者に対し速やかに業務改善命令等の措置が講じられるものと認識しております。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 今回の改定は、業務改善命令の対象となる行為を明確化するものであり、具体的には、「利用者に対して、専らMNPを行うことを目的としたサービス利用意思を伴わない乗換え行為を示唆することにより、他の電気通信事業者の事業運営に支障を与えること」を行うことにより、「電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがある」と認めるときは、業務改善命令が発動されるとしております。</p> <p>○ なお、どのような場合に、「利用者に対して、専らMNPを行うことを目的としたサービス利用意思を伴わない乗換え行為を示唆することにより、他の電気通信事業者の事業運営に支障を与えること」に該当するか、業務改善命令を発動するかは、個別具体的な事例に即して判断すべきものであります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

・その他

意見	考え方	修正の有無
意見2 電気通信事業分野は、安全保障の観点から公共サービスとすべき。		
<p>○ 電気通信事業分野は、安全保障の観点から公共サービスとすべきと考えます。</p> <p>すなわち、民間の競争を促進する方向ではなく、国家による運営に方向性を切り替えるべきです。</p> <p>昨今、政府保有のNTT株を売却する話題が出ましたが、これは外国勢力による日本国内の重要インフラの侵略を許すものになります。</p> <p>この事例からも、電気通信事業は公共サービスとして安全保障と一体として進めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 電気通信事業分野においては、事業者による公正な競争の促進等によって低廉で多種多様なサービスの実現を図ることが適当であると考えております。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>